

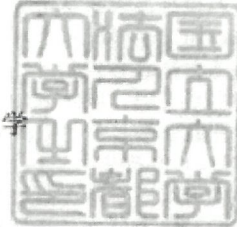
京大総法情第 118 号

平成 29 年 11 月 2 日

法人文書開示決定通知書

琉球民族遺骨返還研究会
代表 松島 泰勝 様

国立大学法人京都大学



平成 29 年 8 月 23 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1. 開示する法人文書の名称

人骨標本番号毎に記録された文書

2. 不開示とした部分とその理由

人骨標本番号毎に記録された文書の備考欄に記録された特定の個人を識別できる情報（氏名・所属・肩書き）のうち、慣行として公にされていない、または公にすることが予定されていない情報は、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とする。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人京都大学に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人京都大学を被告として、同法第 12 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※裏面の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の手数料
B5判文書 762枚	複写機により複写したものの交付	〔白黒コピー：1枚 10円〕 762枚×10円＝7,620円	7,320円（※）

（※開示実施手数料は、開示請求手数料（300円）を差し引いた額になります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

本通知日以降の月曜日から金曜日（祝日を除く。）の 9 時 30 分から 17 時まで（11 時 45 分から 13 時をのぞく。）

京都大学総務部法務室情報公開掛（京都大学百周年時計台記念館 1 階）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出を受けてから 7 日以内に発送予定

郵送料：別添事務連絡に記載

〔整理番号：第 1043 号〕